# 安全データシート

## １．製品及び会社情報

製品名　：プロランドリー酸素系漂白剤 S
製品番号　：194261
会社名　：株式会社ユーホーニイタカ
　住所　：茨城県常総市大生郷町 6136-7
　作成部門　：本社工場
　電話番号　：0297-24-2535
　FAX 番号　：0297-24-2537
　緊急連絡電話番号　：0297-44-4038
奨励用途　：衣類の漂白
整理番号　：194261-1

## ２．危険有害性の要約

GHS 分類

| | |
|---|---|
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | ：区分 1A |
| 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 | ：区分 1 |
| 生殖細胞変異原性 | ：区分外 |
| 発がん性 | ：区分外 |
| 生殖毒性 | ：区分 2 |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | ：区分 2（中枢神経系・呼吸器系） |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | ：区分 1（肺）<br>区分 2（血液） |
| 水生環境有害性（急性） | ：区分 3 |

※その他の分類は分類できない、分類対象外、または区分外

絵表示　：

注意喚起語　：危険
危険有害性情報　：重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
中枢神経系、呼吸器の障害のおそれ
長期にわたる又は反復ばく露による肺の障害のおそれ
水生生物に有害

注意書き

安全対策　：使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
取扱い後は手をよく洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

応急措置　：飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。ただちに医師に連絡すること。気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

保管　：施錠して保管すること。

廃棄　：内容物／容器を国／都道府県／市町村の規則に従って適切に廃棄すること。

## ３．組成、成分情報

化学物質・混合物の区別　：混合物

| 化学名または一般名 | 化学特性（化学式等） | 濃度範囲 | CAS No. | 官報公示整理番号 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 化審法 | 安衛法 |
| 過酸化水素水 | HO-OH | 6% | 7722-84-1 | (1)-419 | (1)-419 |
| 水 | $H_2O$ | 94% | 7731-18-5 | 対象外 | 対象外 |

GHS 分類に寄与する不純物及び安定化添加物：情報なし

## ４．応急措置

皮膚に付着した場合　：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

目に入った場合　：絶対に目をこすらずに 15 分以上流水で目を洗い、もし異常があれば、医師の診察を受けること。（コンタクトレンズを装着している場合は、速やかにはずしてから、同様の処置を行う。）

飲み込んだ場合　：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師の診断を受けること。

応急処置をする者の保護　：救助者は必要に応じて適切な保護具を着用すること。

## ５．火災時の措置

消火剤　：多量の水、二酸化炭素、粉末消火剤、土

使ってはならない消火剤　：特に無い。
特有の消火方法　：ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を行う。
消火を行う者の保護　：消火作業の際は、空気呼吸器を含め、適切な保護服（耐火性）を着用する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：
関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩箇所を換気する。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
作業者は適切な保護具（「８．ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触を避ける。

環境に対する注意事項　：環境中に放出してはならない。河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。

回収、中和　：少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、安全な場所に覆って密閉できる空容器に回収する。
多量の場合、土嚢などで流出を防ぎ、ポンプで吸い取る。

封じ込め及び浄化の方法・機材：危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策　：排水溝、下水溝、地下室あるいは閉塞場所への流入を防ぐ。
床面に残ると滑る危険性があるため、こまめに処理する。

７．取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策　：「８．ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。

局所排気・全体換気　：「８．ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱い注意事項　：接触、吸入又は飲み込んではならない。
取扱い後はよく洗うこと。
ミストやスプレーを吸入しないこと。

接触回避　：「１０．安定性及び反応性」を参照。

保管

技術的対策　：保管場所には採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件　：子供の手の届くところに保管しない。また、イタズラ・悪用等されないようにする。
水漏れのない屋内で凍結や40℃以上の高温になる場所では保管しない。
日光から遮断する。凍結厳禁。
可燃物及び混触危険物質から離して保管すること。
火源の近くに保管しない。
施錠して保管すること。

混触危険物質　：可燃性物質、還元性物質

容器包装材料　：包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。例えば、ステンレス、ポリエチレン(HDPE)、ポリプロピレン等の密閉可能な容器など。

８．暴露防止及び保護措置

設備対策　：換気、通風をしながらご使用ください。本製品を貯蔵または使用する設備は眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。

保護具

呼吸器の保護具　：換気が不十分な場合には、適当な呼吸用保護具(例えば、有機ガス用マスク、アンモニア用マスクなど)を着用すること。

手の保護具　：必要に応じて耐薬品性の保護手袋を着用すること。

目の保護具　：必要に応じて保護眼鏡(例えば、普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。

皮膚及び身体の保護具　：必要に応じて保護服、保護長靴、保護前掛けなどを着用すること。

衛生対策　：取扱い後はよく手を洗うこと。

９．物理的・化学的性質

外観　：無色透明の液体

臭い　：特有の刺激臭を伴う

pH　：3.0～5.0

融点／凝固点　：データなし

沸点、初留点と沸騰範囲　：水程度の沸点と推察する。

引火点　：（過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す）

自然発火温度（発火点）　：なし

燃焼又は爆発範囲の上限／下限：データなし

蒸気圧　：データなし

蒸気密度　：データなし

比重（相対密度）　：約 1.01

溶解性　：水と混和する。

オクタノール／水分配係数：データなし

分解温度　：データなし

１０．安定性及び反応性

安定性　：通常の条件下では安定である。低濃度でも徐々に分解し、酸素を発生する。
加温や光の影響により分解し、酸素を生じて火災の危険性を増大させることがある。

危険有害反応可能性　：可燃性物質または還元性物質と混色すると、反応することがある。

避けるべき条件　：高温、日光など

混触危険物質　：可燃性物質、還元性物質

危険有害な分解生成物　：加熱により支燃性ガス（酸素）を発生する。

１１．有害性情報

皮膚腐食性及び皮膚刺激性　：区分 1A

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性　：区分１
生殖細胞変異原性　：区分外
発がん性　：区分外
生殖毒性　：区分２
特定標的臓器毒性（単回ばく露）　：区分２（中枢神経系・呼吸器系）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）　：区分１（肺）
区分２（血液）

１２．環境影響情報

水生環境有害性（急性）　：区分３
その他の環境影響　：（13.廃棄上の注意）参照。

１３．廃棄上の注意

残余廃棄物　：廃棄においては関連法規（廃棄物処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、下水道法等）並びに地方自治体の基準に従うこと。
残った本製品及び洗浄・剥離廃液は公共用水域（海、河川、胡椒、用水路等）やこれらにつながる側溝や周辺土壌には廃棄しないこと。
下水道に廃棄する場合は、下水道法および当該自治体の条例に準拠して処理する。
浄化槽やその他排水処理施設へ排出する場合は、浄化槽管理者または排水処理施設管理者に排出可能な廃液の水質、排出量などを確認した上で設備に支障をきたさないよう適切に排出すること。
上記の処理が不可能または確信が持てない場合は、都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物業者に内容物を明確にした上で適切に処分を委託すること。（内容物によっては「特別管理産業廃棄物」になる場合がある。）
汚染容器及び包装　：地方自治体の規則・基準にしたがって適切に処理すること。

１４．輸送上の注意

国際規制
海上規制情報　：該当しない。
航空規制情報　：該当しない。
国内規制
陸上規制情報　：消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報　：船舶安全法に定められている運送方法に従う。
海洋汚染物質　：非該当
航空規制情報　：航空法に定められている運送方法に従う。
特別安全対策　：（７．取り扱い及び保管上の注意）の記載に従うこと。
水漏れ対策を施し、凍結や40℃以上の高温にならないように輸送する。
容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。
転倒、落下、破損が無いように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

１５．適用法令

（１）火薬類取締法　：非該当
（２）高圧ガス保安法　：非該当
（３）消防法　：非該当
（４）毒物及び劇物取締法：非該当
（５）労働安全衛生法　：名称等を通知すべき有害物（政令番号第 126 号）
名称等を表示すべき有害物（過酸化水素を 1%以上含有するもの）
（６）化学物質管理促進法：非該当

１６．その他の情報

引用文献

GHS 対応ガイドライン　第二部　製品安全データシートの作成指針　改訂 2 版（日本化学工業協会）

*本データシートは製品の工業的な一般的取扱いに際しての安全な取扱いについて最新の情報を集めたものですが、安全性を充分保証するものではありません。新たな情報を入手した場合は追加訂正されることがあります。*
*また、製品を特殊な条件で使用するときは、ユーザーにおいて安全性の評価を実施してください。*